

MICE 体験コンテンツ造成・体験プログラムガイド(仮)製作委託業務仕様書

1 業務名

MICE 体験コンテンツ造成・体験プログラムガイド(仮)製作委託業務

2 目的

MICE 誘致・開催支援において、体験コンテンツ等の提案や実施においては、公益財団法人名古屋観光コンベンションビューロー（以下、ビューローという。）では、これまで、MICE 主催者からの個別の要望等に対応してきた。今後、高まる需要に対応するとともに、誘致競争力を高めるためには、地域特有の資源を活用した体験コンテンツの MICE 向け商品化や新規開発など、MICE 主催者に分かりやすいコンテンツ集を製作し、PR・プロモーションを実施することにより、国内外からの MICE 誘致促進を図る。

3 事業期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日（火）まで

4 業務の詳細

（1）MICE 体験コンテンツ収集及び造成

当地域におけるユニークで魅力的な MICE 体験コンテンツの情報収集をすること。

MICE 体験コンテンツ内容については、別紙 1 に定める仕様のものとし、10 件以上を収集、1 件以上造成すること。

ア MICE 体験コンテンツの収集

現地調査やステークホルダーへのヒアリングを通じて名古屋市内における体験コンテンツを調査・収集し、選定した既存体験コンテンツを別紙 1 に定める仕様のもと、提供形態、提供価格、所要時間、参加者の規模、多言語対応の可否、文化的魅力の強調などの要素を最適化し、主催者のニーズに対応できるように内容を調整し、提供準備を整えること。

【収集する MICE 体験コンテンツ】

- ① MICE 参加者向けに販売/実施されているもの
- ② すでに観光客向けに販売/実施されているが、MICE 向けにアレンジが可能なものの
- ③ 受託者が製作・販売しているものには限らない

イ MICE 体験コンテンツの新規造成

MICE 参加者のニーズやトレンドを把握し、名古屋市内の観光資源、文化、自然、歴史などを活かしたオリジナル MICE 体験コンテンツを最低 1 件以上（うち 1 件は、300 名程度かつ多言語対応が可能なものとする）を企画し、MICE 参加者向けの特別

な体験、文化交流、アクティビティなどに対応した MICE 体験コンテンツを造成し提案すること。

(2) MICE 体験プログラムガイド(仮)データの作成

(1) ア及びイの MICE 体験コンテンツ情報を基に、MICE 主催者などへ提供及びビューローのホームページに掲載可能なデータを作成すること。また体験コンテンツ内容については、別紙 1 に定める仕様のものを掲載することとし、10 件以上を掲載すること。最終的に掲載する MICE 体験コンテンツについては、ビューローと協議のうえ進めること。

【仕 様】

- ・テーマ別、参加人数別に整理し、各 MICE 体験コンテンツの詳細説明と共に視覚的に分かりやすいデザインを施すこと。
- ・日本産業規格 A4 版、カラーの PDF データとすること。なお、パワーポイントで編集可能な形式データも併せて納品すること。
- ・多言語対応可能な体験コンテンツにおいては、該当 MICE 体験コンテンツページに、日英併記をすること。
- ・デザイン費、英語翻訳費を含めること。

(3) 新規 MICE 体験コンテンツのデモ実施

(1) イで造成する MICE 体験コンテンツのうち 1 件について、以下のとおり実施すること。

ア 実施概要

- ・時 期：令和 6 年 1 月～令和 7 年 2 月
- ・開催場所：名古屋市内
- ・実施回数：1 回以上
- ・参加者規模：30 名以上
※300 名以上の体験を想定すること
- ・参加者：観光・MICE 関連事業者及びステークホルダーなど
※参加者募集については、ビューローと協議のうえ進めること。

イ アンケートの実施

参加者に対して、本デモ実施に関する評価・改善点の把握や、今後の MICE 主催者等への提案時に参考となるアンケートを実施し、結果を分析すること。また、アンケート項目は、ビューローと調整を行うこと。なお、アンケートの回収率は、60%を目指すこと。

(4) その他

- ・ビューローのホームページへの掲載は、別途ビューローが実施する。

- ・受託者とビューローの役割分担など、実現可能な業務推進体制、具体的なスケジュールを定めること。

5 成果物の提出

以下(1)～(3)に基づき、成果物を納品すること。

(1) 調査及び収集した各 MICE 体験コンテンツのデータ

- ア 情報収集したデータをエクセルシート等に整理し、各 MICE 体験コンテンツの名称、詳細な説明、参加可能人数、対応言語、関連ステークホルダー情報などを含めること
- イ シートは、ビューローが今後活用しやすいように、フィルタリングやソートが可能な形式で作成すること

(2) MICE 体験プログラムガイド(仮)のデータ

- ア PDF データ：ビューローのホームページに掲載用の PDF データ
- イ パワーポイントデータ：データ更新して活用するためのデータ

(3) デモ実施報告書データ

- ア 実施状況が確認できるものとする。
- イ アンケート結果も報告するものとする。

※上記成果物については、出力した成果物を 3 部ずつ提出すること。

6 委託料の支払

業務完了後、精算払いとする。

7 受託者の責務

- (1) 本業務を遂行するにあたり、参加者との間で生じたトラブル等については、受託者が責任を持って対応すること。
- (2) 受託者は、業務上必要な事項を熟知の上、法令規則、本仕様書、別記にある特約条項等及びビューロー職員との協議により業務を行うこと。
- (3) 一括再委託の禁止 受託者は、本事業の全部を一括して再委託できない。なお、本事業の適正な履行を確保するため、受託者が本事業の一部を再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出し、ビューローの承認を受けること。
- (4) 信用失墜行為の禁止 受託者は、名古屋市及びビューローの信用を失墜する行為をしてはならない。再委託を行った場合は、再委託先も同様とする。
- (5) 受託者は、本事業において知り得た情報について、管理・保管に十分留意するとともに、外部へ漏洩させないこと。再委託を行った場合は、再委託先も同様とし、その管理監督責任は受託者が負うものとする。また、別記「公益財団法人名古屋観光

コンベンションビューロー個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

- (6) 本業務における成果物及びその著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう）は、無償でビューローに帰属するものとする。なお、本業務で収集及び造成した MICE 体験コンテンツは除く。
- (7) 本業務における成果物は、著作権等の処理を済ませた上で納入すること。なお、著作権等に関する紛争が生じた場合は、すべて受託者の責任と負担で対応すること。
- (8) 他者の著作権等を侵害することのないよう、十分配慮すること。
- (9) 妨害又は不当要求に対する届出義務 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、発注者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。また、受託者が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (10) 障害者を理由とする差別の解消の推進 受託者は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）に定めるものほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成 28 年 1 月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。また、適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。なお、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならず、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
- (11) 本事業の実施にあたっては、事前にビューローと十分に調整すること。
また、受託期間中を通じ、進捗状況や今後の進め方等について逐次ビューローに報告するとともに、必要に応じて打合せを実施すること。
- (12) 受託期間中は、業務の経過全般を常に把握している専任の担当者（ビューローとの連絡調整担当者）を配置し連絡調整、打合せ等を実施すること。
- (13) 本事業を遂行する上で必要な一切の経費は、受託者が負担すること。

8 その他

- (1) 受託者は、ビューローが実施する事業を把握し、それぞれの事業と連携して相乗効

果を発揮するよう努めること。

- (2) 本仕様書は委託内容の大要を示すものであり、その他軽微な事項及び本書に記載のない事項であっても、契約金額の範囲内で実施すること。受託者は、業務上において疑義が生じた場合はビューローに報告し、協議の上で業務を遂行すること。なお、ビューローと受託者の協議にかかる最終判断はビューローが行うものとする。
- (3) ビューローが提供した資料については業務終了時までに返却すること。
- (4) 契約締結業者は宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないことが条件とする。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項は、ビューローと受託事業者の協議により決定するものとする。